

共同親権もつと議論を

離婚後の面会トラブル多く

別府市で集い

離婚して子どもに会えなくなった親の思いを語り合う集いが今月、大分県別府市内で開かれた。日本は離婚の際、父母のどちらかに親権者を指定する「単独親権制度」を採用する。このため親権を失った親は、子どもに会える法的な保証がない。集いでは共同親権を求める声も出た。

(床次直子)

主催したのは、離婚後も両親が共同で子どもを育てられる社会を目指して活動する社団法人「共同親権運動ネットワーク」(Kネット、東京)。この日の集いには大分や福岡などから、離婚や調停中で子どもと別居している男女6人が参加し、現状を語り合った。

「家に帰ったら子どもたちがいる—そんな普通の関係でいたいだけののに」。40代の男性は4年ほど前、仕事から帰ると、家に妻と3人の子の姿がなかった。しばらくして離婚調停の通知が届く。応じれば、日本の現状では母親に親権が渡る傾向が強い。「夫婦の縁

は切れても、親子の縁が断たれるのはおかしい。共同親権制度になれば、両方の親と交流でき、こんなことは起こらない」と訴える。

大分県内に暮らす40代の女性の場合、小学生の長男の親権は元夫にある。当初は週末に長男と会えたが、今は拒否されている。元夫

が再婚し「子どもに2人の母親はいらない」との考えからだ。「子どもは私に会いたいとも口に出せないでいるのではないか。子どもが気持ちを押し込めなくて済むよう、両親や親戚からたっぷり愛情を受けられる環境になれば」。そう言っ

× ×

た、親権者の決定には「監護の継続性」が重視され、特に離婚調停中に誰が一緒にいるかで親権者が決まる傾向が強いと、連れ去りも問題化している。

家事法制度に詳しい弁護士の中村多美子さん(大分市)は「制度の仕組み上、親権の奪い合いになり、連れ去った者勝ちになっていくのが現状」と説明する。

欧米では親権や監護権という概念そのものが解体し、子どもの養育は国が援助するのが一般的。中村さんは「単独親権を強制するのでなく、親子法の制度をしっかり整備すべきだ」と提言する。

問い合わせは事務局にメールで(knet-beppu@ctb.ne.jp)。

「無縁」の予防策
考えるセミナー
来月19日、福岡市で
マンションでの孤独死や周囲と交流のない「無縁」状態を防ぐ方策を考えるセミナーが11月19日午後1時半から、福岡市・天神の天神ビルで開かれる。NPO法人福岡マンション管理組合連合会(福管連)主催。

同市から地域活動アドバイザーに任命されている十時裕さんが「元氣なマンションとするための地域コミュニティづくり」について講演。続いて、無縁社会をテーマに番組を制作したNHKディレクターの板垣淑子さんが「無縁社会とならないマンションづくりのために」と題して話す。

福管連の杉本典夫理事長によると、近年は、マンション居住者の高齢化が目立ち、孤独死や、上部階に住む人の「買い物難民」化が問題になっているという。そこで「行政や自治会と連携して取り組まなければ」とセミナーを企画した。

× ×

Kネットの集いは毎月第3土曜日、別府市で開催。

定員200人(先着順)。入場無料。申し込みは福管連092(752)155。



大分県別府市で開かれたKネットの集い。子どもに会えないつらさを語り合った